

平成24年 6月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月12日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第24号 東庄町東日本大震災復興基金条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第25号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第26号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第27号 平成24年度東庄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
(平成23年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 日程第13 請願第 1号 町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願
- 日程第14 請願第 2号 「国における平成25(2013)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第15 請願第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第16 請願第 4号 道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願

日程第17 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	林	俊之	君
2番	大網	正敏	君
3番	石毛	藤樹	君
4番	花香	孝彦	君
5番	佐久間	義房	君
6番	板寺	正範	君
7番	城之内	一男	君
8番	高木	武男	君
9番	林	甚一	君
10番	鈴木	正昭	君
11番	多田	和弘	君
12番	土屋	進	君
13番	山崎	ひろみ	君
14番	宮崎	正吾	君
15番	高嶋	雅弘	君
16番	鎌形	寿一	君

欠席議員

なし

出席説明員（12名）

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	清水	正幸	君
総務課	長	五十嵐	秀司	君
病院事務	長	宇ノ澤	康成	君
町民課	長	池永	芳則	君
健康福祉課	長	林	敏行	君
会計管理者		石毛	克身	君

まちづくり課長 金 島 正 好 君
農業委員会事務局長 河 津 静 夫 君
教育委員会委員長 向 後 元 道 君
教 育 長 小 澤 茂 君
教 育 課 長 鈴 木 努 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊
次 長 青 柳 清 子
主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は16人全員です。

ただいまから、平成24年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番 土屋進君、4番 花香孝彦君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの3日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

おはようございます。平成24年6月定例会の運営についてご報告申し上げます。

今期定例会の運営につきましては、去る6月5日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案7件、請願4件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日より14日までの3日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は1人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、承認第1号から議案第27号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号の報告を行います。次に、請願4件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会といたします。

第2日目の13日は休会といたしまして、午前中は文教福祉常任委員会を、午後は総務産業常任委員会をそれぞれ議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日、14日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告及び行政執行上の報告・説明等を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月14日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、また監査委員、北山武彦君から体調不調のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承を願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願4件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、行政報告を申し上げる前に去る6月3日、東庄町名誉町民、林大幹先生の奥様、林ちよ様が逝去されました。大幹先生を支え、先生が亡くなられた後も町政のことを気にかけてくださってありがとうございました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、平成24年3月1日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課庶務関係でございますが、職員の退職及び新規採用ですが、3月31日までに一般行政職等10人が退職し、年度当初に医師及び一般行政職等5人を採用しております。定員管理につきましては、引き続き効率的な行政運営を念頭に十分意を配してまいりたいと考えております。

また、4月25日に行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。町民視点による町政への提言や、地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただくもので、第1回目は高齢者対策や防災、道路整備、伝統文化、教育など幅広い意見が出されました。行政運営や災害対応には地域の協力が不可欠であります。この会議を通じまして、町と各区の信頼関係がさらに深まるものと期待しております。

次に3ページ目から4ページ目にかけて、町民課の賦課徴収関係でございますが、5月中に各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が3,332万円、町県民税の特別徴収分が6億764万円、固定資産税が6億1,052万円となっております。

次に7ページ目中段、環境関係で災害等による廃棄物の受け入れ状況を記載しております。3月21日で清掃工場での受け入れは終了しておりますが、相談があった場合は廃棄物を確認し、処分業者に直接搬入いただく形で対応をとることとしております。

下段の表は空間放射線量の測定結果でございますが、数値はいずれも国の基準値を下回っておりましてございます。今後も定期的に測定を続けてまいります。

次に10ページ目下段、介護サービスの利用状況を表にまとめてございます。今後も介護を必要とする方に有効に活用されるよう努めてまいります。

次に11ページ目、下段のまちづくり課の建設関係でございますが、道路改良工事等7件、総額で2,358万円余の工事を発注しております。

次に13ページ目、放射性物質検査についてですが、コカブを初め農産物等の検査を実施しております、いずれも不検出または基準値を大きく下回る数値となっております。

次に14ページ目、商工観光関係でございますが、「山梨県信玄公まつり」など、各地のイベントで積極的に観光物産のPRを行っております。また、5月6日開催の駅からハイキングでは350人の参加をいただきまして、5月6日と13日開催の雲井岬つつじまつりでは、合計3,000人の来場者がありました。

最後に16ページ目、東庄病院関係でございますが、5月25日、26日にかけて、本町を研修会場として、第26回地域医療現地研究会が開催され、北海道から鹿児島まで全国から医療関係者など多くの方が来場いたしました。参加者は運営役員を含め345人でありました。本町の保健・医療・福祉の一体的な取り組みや、総合医の育成などについて高い評価をいただいたところでございます。今後も地域医療の充実、地域包括ケアの推進に努め、町民の満足度を高める努力をしてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。17ページをごらんください。

教育委員会ですけれども、定例の教育委員会を3回ほど行いました。

2の学校教育関係の(1)平成23年度末及び平成24年度公立学校教職員の人事異動についてですが、転入が18名、配置がえ4名、転出14名、退職3名でございました。また校医等の委嘱については、そこに書いてあるとおりでございます。(3)、(4)の幼稚園の卒園式、小・中学校の卒業式及び入園式・入学式にお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。なお、そこに記載してございませんが、3月19日に教育行政諸課題検討委員会の第

2回を開催してございます。(6)主な契約関係ですが、日本人英語講師派遣委託業務から、18ページ全体にかけて、契約してございます。記載してあるとおりでございます。

19ページの3の生涯学習関係ですが、5月6日の公民館まつりに約1,000名、5月19日の文化講演会に287名、5月20日の町民バスハイキングに105名の参加がございました。

5の公民館・体育施設等契約関係ですが、東庄町民体育館が雨漏りがするというので、急遽補修工事を契約しております。

以上で、ご報告申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番(山崎ひろみ君)

おはようございます。山崎ひろみでございます。町民の皆様の代表として本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります子どもたちをとりまく、教育環境の整備充実について伺います。

新学期に入り、立て続けに登校中の子どもたちが悲惨な事故に巻き込まれる痛ましい報道がされました。4月23日には京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ死傷しました。亡くなられた3人のうち2人は幼い学童であり、さらにもう1人は2週間ほど前に入学したばかりの長女の登校に付き添い事故に巻き込まれ、その若いお母さんが妊娠中だったことが一層悲しみと衝撃を誘いました。逮捕された運転手の少年は無免許で居眠りをして突っ込んだということ。しかも少年は以前から無免許運転を繰り返していたという。

また、千葉県館山市でも4月27日の朝、遠方の学校に通うため停留所で路線バスを待っていた子どもたちに軽乗用車が突っ込んできました。そして、小学3年生の男の子が亡くなる事故が起きました。また、同じく愛知県岡崎市で

も県道交差点で集団登校で横断歩道を渡っていた小学校3年生の女児と、5年生の男児が軽ワンボックス車にはねられ、けがをする事故が起きました。2人が通う小学校では前日に教員が下校に付き添い、通学路を点検したばかりだったそうであります。

集団登校中の児童が被害に遭う事故は各地でたびたび起き、各学校は対策をとっています。しかし、保護者等の対策にも限界があります。集団登校は事故に遭うと被害者が多数になる懸念もあり、逆にばらばらに登校すると別の被害の恐れもあり、保護者の不安は広がるばかりです。明日を担う子どもたちが登下校中に悲惨な事故に遭わないことを願って質問をさせていただきます。

まず我が町における過去、現在の通学途中の事故の実態についてお聞かせください。また現在、通学路の安全点検はどのような形で実施しているのか、そして安全確保のための登下校について、どのような対策をとっているのかお聞かせください。子どもたちの安全確保に関する家庭や地域の関係機関などとの間で、協力要請や情報交換を行うための会議の開催状況はどのようになっているのか、お聞きします。さらに警察と連携をとる体制の整備状況はどのようになっていますか。例えば意見交換の場、不審者情報の情報の共有のあり方、警察によるパトロールの要請等について伺います。現況のボランティアによる学校内外の巡回・警備の状況はどのように把握していますか。

我が町は歩道のついていない道路が大半を占めます。子どもたちが安心して通学できるよう整備すべきと考えます。現在の通学路の安全対策は万全でしょうか。スクールゾーンの設置状況はどのようになっていますか。また、農道等の安全対策はどのようにとられていますか。水路にふたをかけるとか、危険箇所のフェンスの設置や車道と歩道の分離状況等、現状をどのように認識されていますか。また、課題等はあると考えておられますか。

以上、通学路の安全対策についての質問です。

次に、小学校の統廃合について伺います。

現在町として教育行政諸課題検討委員会を設置していますが、進捗状況と最終目標はどのように設定しているのか、また教育委員会としては町民に対して公表すべき検討内容はあるのか、ないのかお聞かせください。

今年度の笹川小学校の新1年生は39名でした。何とか2クラスにはなれま

したが、これから先ふえることは難しいかと考えます。町内の五つの小学校すべて児童数の減少が明らかだと思えます。1学年が10人以下の児童数になることもままならない状況です。小さい規模の学校のよさは確かにあると思えますが、協し合い、競い合って行う勉強やそのほかの活動等にある程度の人数がいなくてはできないことが多々あります。子どもの保護者を初め、町民の多くが心配しているところです。近隣の市や町でも小学校や中学校の統廃合が実施されたり、計画中だったりしています。現在それにも増して、我が町は給食センターのリニューアルが早急な課題であると認識しておりますが、そのことも踏まえ、小学校の統廃合について多くの年数をかける状況にはないと思えますが、町としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

私が議員をさせていただき、毎年小学校、中学校の入学式、卒業式に出席させていただいております。その中で、いつも何名かの子どもさんが式に出席されていなく、名前を呼ばれても姿が見えないことは本当に心に痛みます。学校へ行くことができなくなってしまった子ども、またその保護者や家族、また担任の先生や学校側とそれぞれの立場で思いや考えはさまざま異なるかと思えます。

現在、町内の児童・生徒で不登校になってしまっている子どもさんはどのぐらいいますか。また、スクールカウンセラーが配置されていると思えますが、相談状況はどうなっていますか。件数や内容等、また成果や課題はあるでしょうか、お聞かせください。担任の先生だけでは時間的に厳しい状況にあると思えますが、そのほかの先生やスクールカウンセラーは家庭訪問などする状況にはないのでしょうか。また、学校に行かれない子どもたちのために、平成20年4月に開設された教育支援センターの利用状況はどのようになっていますか、お聞かせください。

中学校で全く登校できなくなってしまった子どもさんは、たとえ高校へ進学できてもスムーズに登校することは難しいようです。途中で学校をやめてしまう子どもも多く見られます。そのまま二十歳を過ぎても勉強するわけでもなく、仕事をすることもできずニートになり、家からも出られず引きこもりとなってしまうことが懸念されます。早い時期に手を差し伸べ、明るい学校生活を送れるようにしてあげたいと考えます。不登校の子どもたちをこれからどのように

サポートしていくのか、ぜひ教育長のお考えをお聞かせください。

次に、2番目の質問事項であります町民の健康を守る取り組みについて伺います。

我が町はこれまで各種予防ワクチン接種費用の助成や、子ども医療費の助成の拡大などを近隣の市町村に先駆けて実施してまいりました。予防医療に対しても積極的に取り組んできたと評価させていただきたいと思います。だれもが頭の中でわかっていることですが、病気が進行してから治療することは本人の身体的・精神的負担が大きく、医療費などの経済的負担もふえ、また町としても医療費の増加は財政負担になり、保険料のアップにもつながるゆゆしきことかと考えます。病気は早期発見、早期治療がよいことは言うまでもありません。

このたび、我が町が「検診を活用した健康づくり」モデル事業を実施すると伺っておりますが、実施に至る経緯と取り組む内容等についてお聞かせください。これまでも検診の受診率向上に対しては努力してきたとは思いますが、なかなか数値的に上がることは難しかったように見えます。これまでの検診受診率の推移のデータがあればお示しください。また、このたびの事業におけるメリットや受診率アップに向けての具体的取り組み等、さらに目標数値の設定等についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（鈴木 努君）

それでは、私の方からは通学路の安全対策につきましてお答えをいたします。

まず通学途中の事故の実態でございますが、過去5年間の状況を申し上げますと、小学校におきましては事故は発生しておりません。中学校では平成19年に3年生の男子生徒が乗用車と接触するという事故と、平成22年に1年生の女子生徒がダンプカーと接触するという事故の2件が発生しております。

次に、通学路の安全点検につきましてでございますが、これにつきましてはすべての小・中学校で定期的にPTA役員の協力を得まして、全教職員で安全点検を実施しております。また、小学校におきましては集団下校時に教職員が

付き添いまして点検をしております。

次に、安全確保のための登下校方策の実施につきましては、各小学校では集団下校を行っており、教職員は毎日登下校時に指導を実施しております。また、PTA役員と保護者におきましても定期的に登校指導と下校パトロールを行っております。そのほかに地域のボランティアの方々のご協力によりまして、登下校の付き添いや見守り活動を実施しております。

次に、子どもたちの安全確保に関する家庭や地域の関係機関、団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議につきましては、各学校ともPTA集会、役員会、生徒指導委員会、教育振興会等で開催をしております。また、教育委員会では平成22年度に学校交通安全等にかかる関係者会議を開催し、各学校の通学路における危険箇所の状況や対策についての共通理解を図り、その対策を協議いたしました。その結果、危険箇所につきましては注意を喚起するための交通安全標識等を設置いたしております。

次に、警察と連携をとる体制の整備につきましては、警察によるパトロールをお願いし、登下校の安全、不審者情報等について意見交換する体制を整えております。

次に、ボランティアによる学校内外の巡回・警備につきましては、先ほどお答えいたしましたように、登下校時の付き添いや見守り活動が主な活動でございます。

次に、スクールゾーンの設置状況につきましては、笹川小学校北側の正門前の道路におきまして、学校の東側の公民館前の十字路から西へ約400メートルの区間をスクールゾーンに設置し、平日の午前7時から8時までの1時間を車両進入禁止としております。その他の学校につきましては、スクールゾーンの設置はございません。

次に、農道の安全対策についてですが、農道の管理につきましては町のまちづくり課でございますが、農道に接する水路につきましては土地改良区であることが考えられますので、これらの関係機関と協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上、通学路の安全対策につきましてご答弁申し上げましたが、先ほどの山崎議員のご質問の中にもありましたように、通学途中の子どもを巻き込む交通

事故が多発しております。東庄町においてもこのような事故が起こらないとも限りません。通学路の安全点検につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、定期的を実施しているところでございますが、各学校に対し再点検を実施し、危険箇所等があれば報告するよう要請をしております。既に報告をいただいている学校もございます。この報告に基づきまして、危険な場所等があれば現場を確認しまして、必要に応じて対策を講じていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

それでは、小学校の統廃合についてというご質問がございましたので、お答え申し上げます。

小学校の統廃合についてですが、この問題も含めて町の教育に関する諸課題を検討するために東庄町教育行政諸課題検討委員会を平成23年度に立ち上げました。検討委員会はこれまで2回開催いたしました。第1回は少子化に伴う学校教育のあり方についてを議題とし、平成23年から平成29年までの今後の小・中学校児童・生徒数の推計を説明し、委員のご意見をいただきました。第2回は町立小学校再編計画案等の作成についてを議題とし、再編計画案等作成に向けての今後のスケジュールを提案し、各小学校の敷地面積、校舎、体育館、プールの建築年月と耐用年数など、現在の小学校施設の状況等、昭和30年から平成23年までの各小学校児童数の推移をご説明いたしました。

小学校の統廃合の検討につきましては、町民に対して公表すべきこととしましては、教育行政諸課題検討委員会を立ち上げ現在協議を進めているということ、そしてまた今後の検討内容も逐一お知らせしていきたいと考えております。

次に、不登校の児童・生徒に対するサポートにつきましてですが、不登校児童・生徒の実態ですが、平成23年度、昨年度は小学校1名、中学校15名です。ここ最近では、平成19年度は小学校1名、中学校11名、20年度は小学校2名、中学校11名、21年度は小学校1名、中学校10名、22年度は小学校はゼロ、中学校は17名となっています。小学校についてはゼロから一、

二名というところではありますが、中学校はこの2年間若干増加の傾向にあります。

スクールカウンセラーにつきましては、毎週火曜日に東庄中学校に勤務しております。教育相談や家庭訪問を積極的に行っておりまして、生徒や保護者とのかかわりを持つように努力されております。また、担当教員との面談や、電話連絡を通して意思の疎通を図っており、生徒指導に生かされております。これらの活動により、生徒・保護者との信頼関係が深まり、不登校生徒への支援となっております。

教育支援センターの利用状況ですが、東庄町教育支援センターは平成20年4月に開設されました。平成20年度は2名、平成21年度は1名通学していましたが、平成22年度は利用者がなく開設しませんでした。平成23年度、昨年度は6月、7月に1名でありましたが、その後はいない状態であります。小・中学校の校長に利用を働きかけるとともに、学校として不登校児童・生徒の保護者にも周知しているところです。

不登校の子どもをこれからどのようにサポートしていくかということですが、教育委員会から毎年東庄町長期欠席児童生徒対策委員会を開催し、不登校の子どもたちの実態把握に努めております。不登校の要因はいろんな問題が絡み合っていますので一概には言えませんが、昨年度は長期欠席児童生徒対策委員会を2回開催し、2回目は中学校において学校、教育委員会、民生委員とで個々の生徒の不登校の理由を把握し、今後の対応を協議いたしました。

教育委員会といたしましても、指導主事を中学校に派遣し、不登校対策の指導に現在当たっているところであります。不登校の子どもたちへのサポートが学校だけでなく、教育委員会並びに関係者が一体となって対応して、1人でも2人でも減らしていけるようにと考えております。

以上で答弁を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、「検診を活用した健康づくり」モデル事業のご質問にお答えをいたします。

まず、この事業の概要について内容を含めて申し上げます。このモデル事業は町が各種検診を委託しております公益財団法人ちば県民保健予防財団による公益事業の一環でありまして、町と共同して行うものでございます。事業期間は平成24年度から平成26年度までの3カ年でございます。その後、2年間追跡調査を行ってまいります。対象となる検診としましては、胃がん、肺がん、子宮頸がん、この三つがありまして、それぞれに新たな検査項目を追加実施いたしましてその効果を検証し、よりよい検診の確立に努めるというものでございます。

新たに追加される検査項目でございますが、胃がん検診では採血をしまして原因菌であるピロリ菌検査とペプシノーゲン検査を行います。肺がん検診ではCOPD、慢性閉塞性肺疾患を検査対象に加えまして、必要に応じて肺機能検査とCT検査を行います。子宮頸がん検診においては原因ウイルスであるHPV、ヒトパピローマウイルスの検査を行うことになっております。

目標の数値については特に設定はされておりませんが、実施予定者数としたしまして、胃のバリウム検査が874人、ピロリ菌とペプシノーゲン検査を各58人、肺のレントゲン検査を2,386人、肺機能検査573人、子宮頸がんの定期検査とHPV検査1,082人になると見込んでいます。

次に、費用負担でございますが、各検診に新たに追加される検査項目の費用負担についてはすべて無料、つまり財団が負担するということになっております。また、これまで行ってまいりました検査の項目、胃のバリウム検査、肺のエックス線撮影、子宮頸部検査に要する町の費用負担につきましては、前年度、平成23年度の単価に受診件数の実績を掛け合わせまして、その額を基準額としまして、事業期間中は受診件数が平成23年度に比べて1割増し、1.1倍まではその基準額が負担限度額となります。言いかえれば、ふえた1割分は財団負担となるわけでございます。また、1割を超えた場合には超えた分について町と財団が2分の1ずつを負担し合うということになっております。

また、町がモデル事業の啓発活動などに必要な費用につきましては、別途啓発政策費ということで財団から町に助成されることになっておりまして、平成26年度まで毎年50万円の交付が見込まれております。この予算措置につい

ては9月補正対応で上程をする予定でございます。

さらに、事業の効果を検証するために検診分析調査委員会が設置されておりまして、年2回の開催が予定されております。委員構成は10名でありまして、委員長が千葉大学の公衆衛生学ご専門の教授、同大学の准教授、千葉県がんセンター長、千葉県健康福祉部健康づくり支援課長、ちば県民保健予防財団の理事長、東庄町の推薦の委員としまして町長、議長、香取健康福祉センター長、医師と住民の代表各1名をお願いをしております、4月6日に第1回目が開催されました。この委員会の運営にかかる経費もすべて財団が負担するということになっております。

続いて、この事業に参加することになった経緯、理由について3点ほど申し上げます。まず東庄町ではがんが死因の第1位を占める一方、検診受診率は県下でも高いとは言えないと、そういう状況にありまして、モデル事業で新たな検査項目を追加実施することによって受診者の拡大を図り、がんの予防、早期発見、早期治療に結びつけたいというねらいがございます。

2点目が、がんの中でも特に胃がんが死因の第1位を占めていることから、ピロリ菌検査によって保菌者と判定された方には自分のがんの発症のリスクを負っているんだということをご認識をいただいた上で除菌を行っていただき、リスクの低減につなげるということでございます。

3点目が東日本大震災で在宅酸素の方の問題が浮上しまして、本町においてもCOPDの状況の把握ですとか、対応・対策が必要になっているということ、以上のことから町がこのモデル事業に応募をしたものでございます。

次に、本年度のモデル事業によるがん検診の具体的な取り組み、実施予定について申し上げます。

子宮頸がん検診については4月16日から19日までの4日間、二十歳以上の女性を対象に既に実施済みでございます。受診者数は1,152人、前年度に比べて70人の増となっております、お二人の方からがんが見つかっております。

胃がん検診については9月24日から29日までの6日間を実施いたします。バリウム検査対象者は40歳以上の方全員ですけれども、ピロリ菌検査とペプシノーゲン検査については40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対

象にしておりまして、今後5年間継続実施して網羅していく予定でございます。該当者には個別通知にてご案内申し上げる予定でございます。

肺がん検診につきましては11月12日から17日までの6日間、40歳以上の方を対象に行います。問診結果などにより必要な方には肺機能検査、CT検査を行う予定でございます。これらの申し込みはいずれも事前登録制をとっておりまして、締め切りは8月10日としております。

次に、この事業によるメリットについてですが、もくろみどおりに展開できれば3年間は追加検査の費用負担をなくして検査を行えるということもございますが、何よりも町民の健康と命を守るといった私たちの最大の目標に前進することができるものと考えております。また、受診される皆様方にとってはピロリ菌、またHPVなど危険因子の有無を知ることができるわけでございますので、検査の精度が上がるということに加えまして、これらのご自身の健康管理に役立つ、そういったことがメリットと考えております。

また、事業の円滑な展開と効果を期待するためには受診率の向上が必要でありまして、その手法としましては検診を促す啓発活動が重要になるわけでございます。きのうから行っております国保の特定健診でもチラシを配布いたしまして啓発に努めておりますし、広報紙などでもPRに努めてまいります。また、4月25日に開催されました「行政協力員まちづくり会議」において胃がん、肺がん等の検診についてリーフレットをお配りしまして、各区長さんに受診の呼びかけと周囲へのお声かけをお願いしたところでございます。

そのほか母子保健推進員、あるいは食生活改善推進員等の研修でモデル事業の内容等のご説明や講演会も企画したいと考えております。また、11月3日の東庄町ふれあいまつり、東庄町文化祭において財団から肺チェッカー、肺機能の簡易測定器でございますが、こちらを借用いたしまして、COPDの啓発活動も行いたいと考えております。

議員各位におかれましては特に喫煙をされる方、しばらく検診を受けたことがないという方におかれましては、この機会にぜひとも積極的に検診を受けていただけますようにご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、東庄病院では人間ドック、あるいは禁煙プログラムを行っております。そちらもあわせて活用いただければと考えております。

最後になりますが、三つの検診の受診率と受診者の数の推移を申し上げます。いずれも平成19年度から平成23年度までの5カ年間の数字でございます。胃がん検診については受診率が8.39%、9.24%、9.42%、10.08%、9.03%と横ばいの傾向でございます。受診者数で申し上げますと、843人、918人、937人、1,000人、894人ということで上昇傾向にありましたが、昨年は少し落ちたという状況でございます。

肺がん検診につきましては受診率が35.12%、24.59%、24.31%、24.33%、23.60%、減っている状況でございます。受診者数で申し上げますと、3,528人、2,444人、2,417人、2,415人、2,338人ということでこちらの方も減少傾向でございます。

子宮頸がん検診においては受診率が12.53%、14.27%、16.40%、16.61%、16.94%、上昇傾向でございます。受診者数で申し上げますと、864人、971人、1,100人、1,104人、1,117人となっております。こちらの方も上昇傾向でございます。なお、子宮頸がん検診の受診者数のうち、クーポン券利用による受診者数につきましては、平成21年度から平成23年度までの実績で105人、58人、90人となっている状況でございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

最初の通学路の件なんですけど、定期的に検査も点検もされているということですが、本当に細かいところまで見られているのかなと思うところと、本当に保護者の方の要望が町の方に伝わって、それが整理されているのかなというのを少し疑問を感じる場所があります。いつも私も道路の問題とかでまちづくり課に行ったりもしますけれども、そこが通学路であったりして、果たして通学路を教育課とまちづくり課が本当に連携がよくとれているのか、その辺もちょっと疑問に思う場所があります。

先ほどの農道なんですけれども、土地改良区とか担当は違うかもしれませんが、もう少し連携を密にさせていただいて、危ないところはすぐに直すと

か、まず水路のふた、私も農業をやったことがなくて初めわからなくて、あんなに水を張っている時期に何のふたかけもなく、フェンスもないところで水が満タンになっているところがありました。それを見て驚いたことがありましたけれども、本当に危険な箇所が何カ所かあると思います。もう少し注意喚起もしなければいけないし、子どもたちにも危ないということを教えなければいけないのかなと思っているところがありました。

あと本当に歩道もないし、路側帯というんですか、わきの白い線も消えかかっていたり、それで雑草とか植え込みの木が道路の方に大分出てきているので、それを防ぐために子どもたちは車道の方を歩くような形になります。そういうところもいち早く点検して、刈り込むなどしていただければと思います。

あと路上駐車なんですけれども、結局自宅敷地内じゃなくて、道路に日中も夜間もとめてある車があります。これは町民の方からも指摘があったんですけども、やっぱりそれがとめてあると見通しが悪くて前が見えないために、子どもたちは内側を通れないので外側を通ったり、そういう危険なところもいっぱいあります。それも再度、それこそ警察と連携をとれなければそういうことはできないのかもしれませんが、していただきたいと思います。

今回の事故を受けていろいろ点検はしているかと思いますが、やっぱりもう一度警察との連携をしていただくのと、ちょっといっぱい話が飛びましたけど、スクールゾーンも先ほど笹川小学校の前しかないということでありました。ほかのところは設置できない状況にあるのか、設置する必要がないのか、その辺ももう一度確かめていただいて、あとはうちの町はやっぱり道路網がまだまだ完備できていないところがたくさんあります。そのために営業用のトラックやダンプカー、通勤の車などが通学時間帯に多く通ります。そういうところをもう一度見直していただきたいと要望します。

それから、小学校の統廃合なんですけれども、先ほど公表していくというお話でしたけれども、会議の内容を。それはいつ、どういう時期に、どんな形で公表していくのか、私たち議員も本当に詳しいことはよくわかりません。町長も統合に関しては持論もお持ちで、公式ブログの中でも配信しておりますけれども、そんなに時間をかけるものでもないし、かけるべきではないと思いますので、もう少し広い意見を聞きながら、早い時期に検討を深めていかなければ

と思います。

先ほども言いましたけれども、今回うちの文教委員の皆様も給食センターの視察も行かれるということですが、本当に喫緊の課題になっておりますので、一番よりベストなものができるように検討していただきたいと思います。

先ほど、すみません、飛びましたが、事故の報告の中で中学生が2件、事故が過去にありました。多分自転車と車の接触かなと思うんですけれども、町民の方からやはり中学生の自転車走行のマナーが悪いということで、学校としても罰則を設けて、1回目は注意、2回目、3回目で自転車通学を禁止させるような罰則を過去に設けていたように思いますけれども、もう一度新入生のときは6年生で1回自転車マナー教室みたいなのをやるんですけれども、やっぱりなれてくると本当に危険な運転をしている子どもたちもいますので、その点も学校側と連絡をとってもう一度確認していただきたいと思います。

あと不登校の子どもさんなんですけれども、本当にすごく難しいことだと思います。でも子どもさんを抱えている家族は本当に深刻な問題です。こちらからも見えていても踏み込めないところもあるし、やっぱり学校の先生と保護者しか通じ合えるものがないと思います。教育支援センターも過去にできたときに私も何回か見学に行かせていただいて、中学で行けなくても高校にちゃんと進学している子どもさんもいました。せっかく立ち上げたものですので、活用しなければいけないのではないかなと思います。

前も申し上げましたけども、今東城幼稚園の跡地に場所を設置しておりますが、あの場所は余り私としてはいい場所ではないと思います。学童保育の子どもたちが来ておりますので、場所としては不適格かなという思いがあります。

あと健康福祉課の方ですけれども、今回本当にせっかくのチャンスですので、検診率を高めていただきたいと思います。毎年受けている人は毎年受けているんですけども、一度も受けたことがないという声もよく聞きます。このモデル事業のチャンスを生かして、1人でも多くの方に受診してもらって健康管理に心がけていただきたいと思います。

それで、ちょっとよくきょう調べてこれなかったんですけど、地域によってはこの地域の啓蒙推進員という方を設けているところもあるそうです。先ほど区長さんの会合でお話をされたということもありましたけれども、地域にどん

どん検診に行きましょうとって啓発している、そういう土地があるということです。なかなか声をかけないと受診で行くのもおっくうな方もいらっしゃいます。それも何かいい方法があればと思いますので、よろしく願いいたします。

私たちみずから議員も健康管理が一番ということで、課長からお話がありました。医療にかからないように議員の方も努めてまいりたいと思いますけれども、せっかくのチャンスを生かして東庄町がますます健康で、健康長寿寿命が一番というくらいを目指してやっていただけたらと思います。

きょう、町長には申し上げませんでしたけれども、統廃合に関してはいろいろご意見も考えも持っておられると思います。できれば早い時期にもっともっと深い話し合いが進められればと思います。

以上で2回目を終わります。答弁がいただければいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（鈴木 努君）

それでは、通学路の安全確認につきましてお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の定期点検が細部まで行われているかというご質問でしたけども、これは先ほど説明しましたように、小学校におきましては集団下校時に教職員が付き添って点検をしているというご説明を申し上げましたが、この際には集団下校の付き添いですので、細部までの点検というのはなかなか難しいのではないかと考えております。また、定期的に点検をしておりますという説明をしましたが、これにつきましてはある程度細かいところまで点検をなされているのではないかと思います。また、先ほどご説明申し上げましたように、再度点検をするようにということで、各学校の方へ要請しておりますので、その際は細かいところまで点検をしていただけると考えております。

また、農道に接する用水路のふたの件でございますが、これも先ほどご説明申し上げましたが、土地改良区の管理下にある水路の可能性がありますので、土地改良区及びまちづくり課の方と十分協議をいたしまして、できることは改善していきたいと考えております。

次に、歩道の設置が少ないということと線が消えているということにつきましてですが、歩道の設置につきましては道路の幅員等の関係がございますのでなかなか難しいこととは思いますが、関係の機関と協議をして対応をしていきたいと思ひます。

次に、路上駐車の件でございますが、これも警察の協力をいただかないとなかなかできないことと思ひますので、警察の方と連携をとりながら改善をしていきたいと思ひます。

次に、スクールゾーンの設置でございますが、必要性はほかの学校でもあるとは思ひますが、いろいろな事情によって設置できない状況だとは思ひますが、これから学校と協議をいたしまして、必要であれば設置できるように検討をしていきたいと思ひます。

それから、自転車に絡む事故ということでございますが、学校におきましては小学校で自転車教室というのを開催してありまして指導に当たっております。また、中学校におきましても必要に応じて指導をしてあります。今年度につきましては県の主催によるスケアード・ストレイト事業、これを7月12日に東庄中学校の全校生徒を対象に実施する予定でございます。この事業はスタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れました自転車交通安全教室でございます。交通安全意識の向上等を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナー、これを実践させることで交通事故の抑止に資することを目的として実施する事業でございます。

私からは以上です。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

統廃合についての進みぐあいについての公表をということでございましたが、諸課題検討委員会を年4回持つということで今進めてありまして、その結果について公表していきますということで先ほど答弁いたしましたので、ご理解いただきたいと思ひます。また、年4回の計画で進めていますので、統廃合を引き続いて今後そのような形で進めてまいります。

それから、不登校についてですけれども、教育支援センターを町として立ち上

げましたけども、今のところゼロということでございます。東城幼稚園の跡地が適していないのではないかとということでもありますけれども、その辺も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。要望になってしまったものが多かったんですけども、通学路の安全対策については個々に気がついたときに、私もそのとき、そのときにはもちろん行かせていただきますので、町側としても全課を挙げて協力し合って、子どもたちの安全対策に関する事項ですので取り組んでいただけたらと思います。

それから、健康福祉課の方ももっともっとPRしていただいて、まだまだ1度も受けていないという方にぜひ声をかけていただいてやっていていただければと思います。せっかくの事業ですので、3年間あつという間に過ぎてしまいますので、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）、及び日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案されました承認第1号、町税条例の一部を改正する条例、及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令」が平成24年3月31日にそれぞれ公布をされ、いずれも4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する「町税条例」及び「東庄町国民健康保険税条例」の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、承認第1号、町税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正の主なものでございますが、固定資産税の評価がえに伴う負担調整措置の延長、東日本大震災にかかる特例の見直し、並びにたばこ税の税率の引き上げなどでございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。新旧対照表、左側の改正案により説明させていただきます。

第34条の7の改正は「寄附金税額控除」に関する規定ですが、特定非営利活動促進法の改正により、千葉県税条例の一部が改正されたことから引用条文を整理する改正でございます。具体的には地域において活動するNPO法人を支援するため、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるという条文の追加でございます。

続きまして第36条の2の改正ですが、「町民税の申告」に関する規定ですが、年金所得以外の所得を有しなかった方で寡婦控除を受けようとする方は、

個人住民税の申告書を提出する必要がありましたが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、年金保険者に提出する扶養親族等申告書に寡婦の記載をすることにより適用の有無を把握することが可能となったことにより、申告書の提出を不要とする改正でございます。なお、今改正は平成26年度分以後の個人住民税に適用されます。

次のページをお願いいたします。

第54条の改正は「固定資産税の納税義務者等」に関する規定ですが、引用条文等を整理するものであり、内容につきましては変更ございません。

第95条の改正は「たばこ税の税率」に関する規定ですが、税率を改正するものでございます。具体的には都道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲をございまして、平成25年4月1日以後に行われる売り渡し等にかかる製造たばこについて適用されます。

次のページをお願いいたします。

附則第9条の改正は「町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等」に関する規定ですが、源泉分離課税とされている退職所得にかかる個人住民税の税額について、その10%を減額する特例措置であります。しかし、昭和42年1月に当分の間の措置として導入されたにもかかわらず、約40年以上も経過していることから、もはやこの特例措置を継続する合理的な理由が見つからないとして削除をするものでございます。

続いて、附則第10条の2の改正は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定ですが、引用条文等を整理するものでございまして、内容については変更ございません。

次のページをお願いいたします。

附則第11条及び附則第11条の2の改正は、土地にかかる固定資産税の負担調整措置の延長による条文を整理するものでございます。平成24年度は固定資産税の3年に1度の評価がえの年に当たります。固定資産税は評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかなものとなるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられております。

次のページをお願いいたします。

附則第12条及び附則第13条の改正は、商業地等及び農地にかかる負担調

整措置を3年延長するものでございます。また住宅用地にかかる負担調整措置について特例措置を廃止するものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則第15条の改正は「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定ですが、評価がえに伴う特例期間の延長による改正でございます。

続いて、附則第16条の2の改正は「たばこ税の税率の特例」に関する規定ですが、旧3級品のたばこの税率を改正するものでございます。こちらについても都道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲になります。

次のページをお願いいたします。

附則第21条の2の改正は、「旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告」の規定ですが、公益法人制度改革では、公益認定等委員会に公益性が認定された公益社団・財団法人が非課税措置の対象となることが原則であり、今回の改正において一定の要件を満たす法人、特定移行一般社団法人等に限って非課税措置の対象とすることの条文を新設するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第22条の改正は「東日本大震災に係る雑損控除等の特例」の規定ですが、現行の条文には雑損控除の特例の対象となる損失金額から除かれる損害賠償等により補てんされた金額について期限の定めがなかったものが、改正後には災害関連支出と同様、申告書が提出された日の前日までに補てんされたものに限られることになったことの改正でございます。

13ページをお願いいたします。

附則第22条の2の改正は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」の規定ですが、東日本大震災により住宅が滅失し、または通常の修繕によって原状回復が困難な損壊をしたことによって居住の用に供することができなくなったものについて、被災居住用財産の敷地の譲渡所得の特例に係る譲渡期限を東日本大震災があった日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する条文を新設するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第23条の改正は、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の

適用期間等の特例」の規定ですが、東日本大震災によって被害を受けたことにより、従前家屋に居住できなくなった方が従前家屋に係る住宅借入金等特別控除と再取得住宅に係る住宅借入金等特別控除が重複する場合には、重複して適用できることとされる条文を新設するものでございます。

16ページをお願いいたします。

附則第25条の改正は「個人の町民税の税率の特例等」の規定ですが、東日本大震災からの復興を図ることを目的とした臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの個人の町民税に限り、均等割の標準税率について500円を加算した額とすることとした条文を新設するものでございます。

以上で、承認第1号についての説明を終わります。

続きまして、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料の17ページをお願いいたします。

今回の改正は先ほどご説明申し上げました町税条例等の一部を改正する条例、附則第22条の2の改正に関連して改正するものでございます。保険税額の算出のもととなりますので、町税条例と同様に「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」を条例の附則第15項として新たに設けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第8、議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

初めに、本基金に積み立てる交付金の内容についてご説明をいたします。東日本大震災で被災しました9県が昨年8月に特定被災地方公共団体に指定をされ、国より特別交付金が交付されました。千葉県ではこの特別交付税を復興基金に積み立て、平成24年度、平成25年度で県内の全市町村に交付することといたしました。今回提案をいたします基金条例は、県からの交付金を一たん

町の基金に積み立て、今後必要な事業の財源とする場合に取り崩す内容となっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例の内容について、ご説明いたします。

まず県より交付される交付金の詳細についてご説明いたします。この交付金は平成24年度に20億円、平成25年度に10億円、総額30億円が県内の全市町村に配分予定となっており、均等割、人口割、被災割を指標としまして市町村の財政力指数により調整され交付されます。今年度の当町への交付金は3,600万円、来年度は再算定の後交付決定される予定となっております。

また、本交付金を財源とする事業ですが、町が復興に向けて行うソフト事業で国の補助金や起債、交付税等の財源措置がされていない事業ということになっております。

県より示されている主な事業例としましては、まず1点目としまして生活再建の支援、医療体制・生活相談体制の整備、被災者の心のケア及び防災力の向上など、住民生活の安定に関する事業。それから2点目としまして、被災地域のコミュニティ機能の維持及び再生など、地域コミュニティ再生に関する事業。3点目としまして、消費者に関する情報提供、観光におけるPR活動及び被災地の就労支援など、地域経済の振興並びに雇用維持に関する事業。4点目としまして、被災地域の伝統芸能の復興支援活動など、文化芸術の復興に関する事業となっております。復興事業につきましては、今後平成33年度までの間、本財源を原資に実施できるとされているところでございます。

先ほど、町長の提案理由にもございましたが、交付金につきましては一たん町の基金に積み立て、今後必要な事業の財源とする場合に取り崩す内容となっております。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。議案書の15ページをお

願いいたします。

本条例は本則7条により構成されております。第1条は設置規定、第2条は基金に積立てる額は、歳入歳出予算で定める旨を記載してございます。

第3条、基金の管理については、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものとなっております。

第4条は基金の運用から生ずる利息の積み立てについての規定でございます。

第5条は基金の処分についてですが、この交付金を財源とする対象事業に充てる場合に限り、取り崩しができるものとなっております。

第6条は繰替運用ができる旨の規定で、第7条はこの条例で定めるもののほか、必要な事項についての委任事項となっております。

最後に条例の施行日ですが、公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番。

4番（花香孝彦君）

すみません、この基金を利用するには、どのように手ををさせていただければ利用させていただくことができるのでしょうか。今後決まるのかとも思うんですけども、何か今のところ決まっているようなことがございましたら、教えていただければということでお聞きします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

この事業につきましては町の方で行ういろんな事務事業ということでございます。今全体はまだ具体的には決まっておりませんが、今年度の事業で該当になるもの、あるいは今後担当課と協議をしてそれに該当する事業、そういうものを見つけてこの基金を利用して実施をしていく予定であります。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

再度ご質問させていただいて申しわけありません。今の話からしますと、今のところ予定は決まってなさそうな感じでしたので、各区長さんとか区長会とか議会とかから提案するような形で何かこの予算を利用させていただくようなことも、各種団体から提案・要望を受けさせていただいて利用するような形はどうでしょうか。参考までに伺わせていただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

先ほど対象事業ということでご説明申し上げましたけども、その事業の趣旨に沿って一応検討したいと思っておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第25号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、及び日程第10、議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療

費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

ただいま提案されました議案第25号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例、及び議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は平成21年7月15日に公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が本年7月9日から施行されることに伴い、関係する条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

町民課長。

町民課長(池永芳則君)

それでは、議案第25号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が本年7月9日から施行されることに伴いまして、国の印鑑登録証明事務処理要領も同日付で一部改正され、町もこの印鑑登録証明事務処理要領に基づき定めており、印鑑条例の所要の改正を行うものでございます。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の大きな改正点は、外国人住民の方の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民の方を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えることとでございます。また、同時に現行の外国人登録法は廃止されることとなります。

恐れ入りますが、参考資料の18ページをお願いいたします。新旧対照表、

左側の改正案により説明させていただきます。

第2条第1項の改正は、外国人登録法の廃止に伴う外国人登録法にかかる文言を削除するものでございます。

第5条第1項第1号の改正は、登録をすることができない印鑑の規定の一つでありまして、このたびの「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行によって、外国人の方も住民票に記載されることから住民票に記載されている氏名、氏、名もしくは通称または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑は登録できないというものでございます。通称が登録してある方はその通称もそのまま住民票に記載されます。このうち、氏名の括弧書きの部分でございますが、これが非漢字圏の外国人の方で住民票の備考欄にカタカナ表記がされている方は、そのカタカナ表記も氏名に含まれるというものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条の改正は現行の第2項を第3項とし、第2項に国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせ、印鑑登録原票にかかる事項を加えるものでございます。内容につきましては、印鑑登録原票には印影のほか登録番号、登録年月日、住所、氏名、生年月日、性別、非漢字圏の外国人住民の方で住民票の備考欄にカタカナ表記がされている場合は、そのカタカナ表記が印鑑登録原票に登録されるものでございます。

第9条の改正は、外国人登録法の廃止に伴う外国人登録法にかかる文言を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第12条第5号の改正は、外国人登録法の廃止に伴う外国人登録原票にかかる文言を削除するものでございます。

第14条第2項の改正につきましては、印鑑登録証明の作成及び交付方法を現状に即し、複写機から磁気ディスクに改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に合わせ、本年7月9日となっております。

続きまして、議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。参考資料の

21ページをお願いいたします。

第3条第1号及び第2号の「又は外国人登録原票に登録され」の文言を削除するものでございます。これはただいまの議案第25号と同様に、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、現行の外国人登録制度が廃止されるため改正する必要が生じたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第25号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11、議案第27号、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第27号、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,093万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,193万1,000円とするものでございます。

今回の補正は主に歳入の財源措置のあるもの、また緊急性の高い事業について予算計上しております。

まず財団法人自治総合センターの助成金を活用して実施するコミュニティ助成事業250万円、先ほど可決をいただきました東庄町東日本大震災復興基金条例でご説明したとおり、復興交付金の積立金として3,600万円、県の補助金を財源として実施する農業振興事業及び消費者行政事業、このほか自治会等集会施設整備事業補助金、給食センターの機器購入費を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の内容について、説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,093万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,193万1,000円とするものでございます。

それでは歳出予算の補正から申し上げますので、議案書の24ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項5目・企画費、コミュニティ助成事業助成金250万円ですが、これは根方区のお祭り用品等の整備に対する助成で、全額自治総合センターからのコミュニティ助成事業として歳入がでございます。

同じく企画費、自治会等集会施設整備事業補助金39万3,000円は仲内公民館の修繕で、屋根や塗装の修繕工事に対する助成でございます。

次に、5款・農林水産業費、1項3目・農業振興費で、産地整備支援事業補助金59万7,000円は東庄採種組合、種を採る組合です。採種組合が購入する土壌消毒機と認定農業者が購入するコカブの洗浄機に対する補助金で、全額県補助金として歳入があります。

同じく農業振興費、ちばの6次産業チャレンジ支援事業補助金も全額県補助金によるもので、いちご組合の販売拡大対策に対する助成金であります。

次に、6款・商工費、1項1目・商工総務費で、消費者行政にかかる事業の増額補正80万円は当初予算に計上しておりました事業の拡充によるもので、これも全額県補助金として歳入がでございます。講習会講師謝金、情報提供のリーフレット印刷代、相談用のパソコン購入費が拡充の事業となっております。

次に、9款・教育費、6項3目・学校給食費で、備品購入費34万1,000円、これは昨年学校給食衛生管理の基準に基づき、県教育委員会による学校給食の衛生管理等に関する調査が実施され、報告書により指摘がありました専用の検食サンプル、保存用冷凍庫を新たに購入するものでございます。

最後に12款・諸支出金、1項1目・基金費の東庄町東日本大震災復興基金

積立金 3,600 万円は、先ほど可決いただきました東庄町東日本大震災復興基金条例でご説明しました内容のとおりでございますので、説明の方は省略させていただきます。

次に、歳入について申し上げます。23 ページをお願いいたします。

歳出で申し上げましたように、15 款・県支出金、2 項 1 目・総務費補助金として、がんばろう千葉復興基金交付金 3,600 万円、4 目・農林水産業費補助金として産地整備支援事業補助金 59 万 7,000 円、ちばの 6 次産業チャレンジ支援事業補助金 30 万円、5 目・商工費補助金で消費者行政活性化基金事業補助金 96 万 3,000 円を計上しております。

次に 20 款・諸収入、5 項 3 目・雑入で、コミュニティ助成事業助成金 250 万円を計上しております。

最後に、歳入が歳出に不足する 57 万 1,000 円について、19 款・繰越金で補正するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の方をお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第 27 号、平成 24 年度東庄町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第12、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成23年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）の報告を行います。

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成23年度東庄町一般会計における繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

報告第1号は、さきの3月定例会で繰越明許費を定めた平成23年度一般会計補正予算について、可決承認をいただいたところでございますが、今回、その繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明いたします。

議案書つづりの26ページをお願いいたします。平成24年度に繰り越す事業は計算書にあります7事業でございます。

まず、2款・総務費で、町有地法面維持管理事業444万1,000円、宮野台地先の町有地の法面が一部崩壊し、これを復旧整備する事業でございます。

次に、防災行政無線デジタル化事業6,659万1,000円、防災行政無線をデジタル化し親局、中継局、屋外子局設備の機器の整備を図るものであります。

次に、3款・民生費で、子ども手当システム改修委託63万円、子ども手当制度の改正に伴い、電算システムの改修を行うものでございます。

次に、7款・土木費が3事業で、2項・道路橋梁費で排水整備工事472万

5,000円、舗装補修工事293万円、道路改良工事1,606万4,000円となっております。

最後に、10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費で道路災害復旧工事180万円、青馬地先の災害復旧工事でございます。

以上、事業費合計1億961万7,000円、繰越額につきましては9,718万1,000円となっております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

本件については報告事項であります。特に質疑等ございましたらこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第13、請願第1号、町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願から、日程第16、請願第4号、道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願まで、以上、4件を一括議題といたします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

請願第1号、町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願についてを15番、高嶋雅弘君。

15番（高嶋雅弘君）

それでは、請願紹介議員の趣旨説明をいたします。町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願についての趣旨説明をさせていただきます。

請願理由にもありますように、本町道はJR成田線に並行する町道で、新宿・石出地区のJR成田線以外の水田・畑地を耕作する上で極めて重要な基幹的農業用道路となっております。また、この道路は国道356号河口堰入り口交差点から七反町踏切を通過し、JR下総橋駅付近の石出踏切まで通ずる生活道路

の重要な役割を担っております。

本請願町道が舗装整備された暁には、下総橋駅前から河口堰入り口交差点まで、国道356号を通過しなくても到達することができ、利便性の向上は明白であるばかりではなく、国道356号下総橋駅前交差点の渋滞緩和など、その効果は非常に大きいものがあると推測します。

議員各位におかれましては町道2157・2217号線の舗装整備による効果を十分ご認識され採択されますようお願い申し上げまして、紹介議員の趣旨説明といたします。どうもありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

次に請願第2号、「国における平成25(2013)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願についてを10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは請願第2号・第3号を続けまして紹介させていただきます。

ただいま事務局より詳しく内容が説明ありましたとおり、2号、3号に対します請願についてはさきの小泉政権以来教育予算が真っ先に削られたのは、議員各位におかれましてはご承知のとおりでございます。やはり次代を担う子どもたちの育成、国づくりは人づくりからと申します。どうかひとつそういう意味で教育予算の拡充、そしてまた国庫負担の現状堅持をぜひとも採択させていただきたくお願い申し上げますところでございます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

次に請願第4号、道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願についてを5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

町道2043号線の趣旨説明をさせていただきます。

この道路は13年前から請願を提出する予定でありましたが、一部地権者によって反対されましてそのまま頓挫していた状態でありましたが、今回その地権者からの同意も得ましたので、これで全員の地権者の同意を得ましたからここに請願するに至りました。

この道路は日常生活に十分必要な道路でありますので、ぜひとも整備していただきたく請願する次第であります。ひとつよろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第17、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、あす13日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす13日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

14日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時57分 散会）